

報告第 16 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年6月7日提出

野田市長 鈴木 有

専 決 処 分 書

平成31年4月11日午前10時35分頃、消防署消防士坂上涼馬が、傷病者の緊急搬送のため救急車を走行させていたところ、  
が所有する住宅のブロック塀に接触し、次の損害が生じたもの

損害状況

当 方    人 損   なし  
          物 損   左クォータパネルの破損

相手方   人 損   なし  
          物 損   ブロック塀の破損

上記の事故による相手方の損害について、本市の賠償責任として金58,320円を負担することで和解する。

以上地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和元年5月23日

野田市長    鈴 木    有